

## 鳥取県告示第 178 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項の規定に該当する特定計量器の定期検査を実施するので、同法第 21 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 3 月 2 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 実施区域  
境港市、西伯郡、日野郡並びに東伯郡北栄町及び琴浦町
- 2 実施期間  
平成 19 年 4 月 2 日（月）から平成 20 年 3 月 31 日（月）まで
- 3 実施場所  
当該特定計量器の所在の場所